

## 25 規制の整合性

玉田大 +

### I. 概要 #

#### A) 定義 (25.1 条) \*

「対象規制措置」とは、25.3 条の規定に従い、この章の規定の対象となると決定した規制措置をいう。「規制措置」とは、この協定の対象となる事項に関連する一般に適用される措置であって、規制機関によって採用され、かつ、遵守することが義務付けられているものをいう。

#### B) 一般規定 (25.2 条)

規制の整合性とは、国内政策の目的の達成を円滑にするための規制措置の企画、立案、発出、実施及び見直しの過程において、並びに当該目的を推進し、かつ、国際貿易、国際投資、経済成長及び雇用を促進するための規制に関する協力を推進する政府全体の努力において、規制に関する良い慣行を用いることをいう。

#### C) 対象規制措置の範囲 (25.3 条)

各締約国は、速やかに、かつ、この協定が自国について効力を生ずる日の後 1 年以内に、自国の対象規制措置の範囲を決定し、公に入手可能なものとする。各締約国は、当該対象規制措置の範囲を決定するに当たり、相当な範囲を対象とすることを目標とすべきである。

#### D) 調整及び見直しの手続又は仕組み (25.4 条)

締約国は、規制措置を策定する手続に関する機関相互間の協議及び調整を進める国内の仕組みを通じて規制の整合性を円滑に実現することができることを認める。このため、各締約国は、対象規制措置の案に関する機関相互間の効果的な調整及び見直しを円滑にするための手続又は仕組みを自国が有することを確保するよう努める。

#### E) 規制に関する中核的な良い慣行の実施 (25.5 条)

各締約国は、自国の法令に従い、関連する規制機関に対し規制の影響評価を行うよう一般的に奨励すべきである (同条 1)。影響評価については、次のことを行うものとするべきで

---

+ たまた だい / 神戸大学大学院法学研究科教授

# \* = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

ある。(a) 規制の案の必要性を評価すること。(b) 実行可能な代替案を検討すること、等 (同条 2)。各締約国は、適当と認める期間ごとに、自国の対象規制措置を見直すべきである (同条 6)。

#### F) 規制の整合性に関する小委員会 (25.6 条)

締約国は、政府の代表者から成る「規制の整合性に関する小委員会」(Committee on Regulatory Coherence) を設置する (25.6 条 1)。小委員会は、将来の優先事項を特定することを検討する (25.6 条 2)。各締約国は、27.5 条 (連絡部局) の規定に従い、他の締約国からの要請に応じて、この章の規定の実施に関する情報を提供する連絡部局を指定し、及び通報する (25.6 条 5)。

#### G) 実施の通報 (25.9 条)

各締約国は、透明性のため並びにこの章の規定に基く協力及び能力開発の活動の基礎と知るため、27.5 条 (連絡部局) の規定に従って指定した連絡部局を通じ、規制整合性委員会に対し実施の通報を行う (25.9 条 1)。

#### H) 紛争解決の不適用 (25.11 条)

いずれの締約国も、この章の規定の下で生ずる事項について、第 28 章 (紛争解決) の規定による紛争解決を求めてはならない。

## II. 解説・コメント

《交渉の背景》 米国がこれまで締結した FTA には規制の整合性について規定を設けたものはない。従って、TPP が発効すれば、当該規定を設けた初めての例となる<sup>1</sup>。1980 年代以降、米・英・豪・NZ は規制制度間の整合性を主張し、他国における規制緩和及び市場志向型のソフトな規制の実現を目指してきた (「米英型モデル」と呼ばれる<sup>2</sup>)。TPP をはじめとする多数国間 FTA では、国内規制の不統一、矛盾又は不透明性が大きな非関税障壁となる。そこで米国 (及び豪・NZ) は、TPP 交渉に際して、不要な規制障害を除去し、規制制度を調和的で透明なものにすることを目指した<sup>3</sup>。想定されていた規律対象は、発展途上

<sup>1</sup> United States International Trade Commission (USITC), “[Trans-Pacific Partnership Agreement: Likely Impact on the U.S. Economy and on Specific Industry Sectors](#)” (May 2016, Publication Number: 4607, Investigation Number: TPA-105-001), p.500.

<sup>2</sup> Jane Kelsey 「[国境を越えた公共統治の視点から見た TPP の法的諸問題](#)」企業と法創造 9 巻 1 号 (2012 年) 42 頁。

<sup>3</sup> Thomas J. Bollyky, “Regulatory Coherence in the TPP Talks”, in C.L. Lim et al (eds.), *The Trans-Pacific Partnership: A Quest for a Twenty-first Century Trade Agreement* (Cambridge University Press, 2012), p.171.

国の規制に限らず、日本の新薬承認手続もこれに含まれていた<sup>4</sup>（欧米諸国に比べ、新薬承認に長時間を要する点の改善）。なお、米国自身の規制手続については、修正の必要性があるとは考えられていなかった<sup>5</sup>。

《規制の整合性章の意義》 ただし、実際の TPP 条文では上記の目的は十分には達成されていない。本章の規定の多くは確認事項・努力義務・協力義務を定めるに止まり、特定の措置の実施を締約国に義務付けていない。加えて、本章の規定の下で生ずる事項については紛争解決手続（28 章）に付託されない（25.11 条）。[2010 年に Wikileaks でリークされた米国案](#)においても特定の措置を義務付ける規定は設けられておらず、米国が強硬な立場を交渉早期に放棄していたことが分かる<sup>6</sup>。

なお、本章独自の手続として、規制整合性小委員会が設置されており（25.6 条）、この委員会が将来の優先事項を特定する（同条 2）。さらに、小委員会は本章の規定を改善することを委員会（TPP 委員会）に勧告するか否かを検討し（同 7）、また、締約国からの実施通報も検討する（25.9 条）。このように、本章の実効性は、小委員会の将来的な運営実態に委ねられている。

### III. 備考および更新情報

ver.2 : II. 《交渉の背景》に若干加筆した。

---

<sup>4</sup> “Advanced Warns Japan’s TPP Entry Could Dilute Deal; Flags Pricing Barrier”, *Inside U.S. Trade*, Vol. 29, No. 49 (12/16/2011). ダウ・ケミカル社の意見陳述に関して、以下を参照。USITC, *supra* note 1, pp.502-503.

<sup>5</sup> USITC, *supra* note 1, p.500.

<sup>6</sup> “U.S. Proposal for TPP Regulatory Coherence Chapter Mostly Non-Binding”, *Inside U.S. Trade*, Vol. 29, No. 43 (11/04/2011).